

## セーフティネット保証5号のご案内

中小企業庁では業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置として「セーフティネット保証」を実施しております。JGRA では前回に引き続き、ゴルフ練習場業界の代表として同制度を受けられるよう経済産業省に申請をし、8月31日に「ゴルフ練習場」がセーフティネット保証5号を受けることができる指定業種として認定されました。

<セーフティネット保証5号とは>

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置。

### 対象中小企業者

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、円高の影響によって、原則として最近1か月の売上等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる(※1)中小企業者。(※2)

※1:最近2か月の売上等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※2:売上等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

### 手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

### お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

中小企業庁 事業環境部 金融課

電話:03-3501-1511 (内線 5271~5275)